

事務事業名	7655 サイン整備事業													
担当組織	都市整備部				都市計画課					担当	都市景観担当			
組織コード	R3	20	01	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	08	04	01	03	98	記入日	令和 3年 6月10日
	R2	20	01	00		R2	01	08	04	01	05	03		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補		
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									● 対象 ○ 対象外		
分野	06	景観形成											
施策	60	デザインによる景観形成の推進											
事業期間	平成14年度～令和2年度												
根拠法令 通達等	屋外広告物法 戸田市屋外広告物条例				関連計画 施政方針		戸田市景観計画						
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの												
対象	まちを通行する人、戸田市を訪れる人、屋外広告物に係わる行為を行う事業者、行政												
事業目的	良好な景観形成に寄与する公共サインの整備・管理を通じた景観づくりを推進するとともに、屋外広告物の規制・景観誘導をすることによって、美しいまち並み景観づくりを目指す。												
事業内容	魅力的なまち並み景観づくりの形成を図るため、戸田市屋外広告物条例に基づき指導を行うとともに、屋外広告物ガイドラインを活用し景観誘導を行っていく。また、公共サインについては、まち並み景観に資する整備や維持管理に努める。												
実施主体	■ 市による単独直営 ■ 委託 (□ 3セク・財団 ■ 企業 □ 市民・NPO) □ 協働・協力 ()												

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		令和2年度 執行額(千円)	令和3年度 予算額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	令和5年度 計画額(千円)	令和6年度 計画額(千円)	
	事業費		2,170	0	0	0	0	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
		一般財源	2,170	0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	0	
	投入 人員	常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人	
		非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人	
事業費+人件費		2,170	0	0	0	0		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		R1目標 R1実績	R2目標 R2実績	R3目標 R3実績
	活動①	屋外広告物相談数	回	窓口等で相談があった回数		80		
	活動②	公共サイン設置相談件数	件	公共サイン設置に係る相談件数		83		—
	成果①	屋外広告物許可件数	件	新規・更新・改造の許可件数		5		—
	成果②	景観に配慮された公共サインの設置件数	件	公共施設に係る案内・誘導サインの設置件数		1		—
						60		—
目標達成状況の分析		— : 未設定 <判断理由>						

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	30年度	1年度	2年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<判断理由> 各種ガイドラインによる景観誘導とあわせて、戸田市屋外広告物条例に基づいた指導を行うことで、良好な景観形成に寄与することができることから、施策の目標達成に貢献していると考えられる。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	30年度	1年度	2年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 決算ベースの事業費は令和2年度が約〇万円で、主には職員だけでは実施できない簡易除却業務に係る経費であり、経費は適正な範囲であると考えられる。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	30年度	1年度	2年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 屋外広告物については、戸田市屋外広告物条例に基づいた指導や改善を求めていると共に、安全管理にも注視していく必要がある。屋外広告物は設置に際しては許可し、簡易な違反広告物は除却していることから、事業手法は適正な内容であると考えられる。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	30年度	1年度	2年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 屋外広告物の設置の際には許可手数料を納めていただく必要があり、その一部を利用して簡易除却業務を行うことで、市民が良好な景観を享受できていることから、受益・負担は適正な範囲であると考えられる。

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

見直し内容	特になし
見直しの効果	同上

5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和4年度で終了 <input type="radio"/> 令和3年度で終了 <input checked="" type="radio"/> 令和2年度で終了
	<判断理由> 屋外広告物に関しては、景観に与える影響が大きいことから、戸田市屋外広告物条例に基づいた指導を行うと共に、屋外広告物ガイドラインを活用した景観誘導を行っていく。また、違反屋外広告物の簡易除却業務についても、屋外広告物の安全管理や良好な景観の維持のために引き続き取り組んでいく。
今後の取組方針	引き続き、戸田市屋外広告物条例や屋外広告物ガイドラインに基づいた景観形成を推進すると共に、戸田市都市景観条例に基づく景観づくり推進地区の届出制度と連携した適切な運用を図る。また、令和3年4月に施行した一部改正後の戸田市屋外広告物条例に基づき、公益性の高い屋外広告物の設置に対する取組や屋外広告物の安全強化の取組を推進する。 なお、令和3年度に「7602景観形成推進事業」に「21199景観調整事業」及び本事業を統合した。